

今後適用となる個人住民税の主な改正について

令和8年度から

(1) いわゆる「年収の壁」への対応

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の見直し、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額に係る要件等の引上げ、大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設が行われました。(令和8年1月1日適用)

詳しくは以下の URL(総務省 HP)をご確認ください。

参照 https://www.soumu.go.jp/main_content/001002521.pdf

参照サイト(総務省 HP)二次元コード ⇒



(2) 個人住民税における配偶者特別控除の見直しについて

配偶者特別控除の適用について、その配偶者が所得割の納税義務者から配偶者控除の適用を受けている場合は適用できないこととされました。(令和8年1月1日適用)

これまで、扶養親族を有しない夫婦の一方(A)の合計所得金額が112万円超133万円以下で、かつ、もう一方(B)の合計所得金額が45万円超48万円以下であるという限定されたケースにおいて、Aが配偶者控除の適用を受け、Bが配偶者特別控除の適用を受けられることとなっていました。

今回、上記のような配偶者控除と配偶者特別控除の重複適用については、課税の適正化を図る観点から、Aが配偶者控除の適用を受けるのみに改正されます。

(3) 納期の特例に関する承認の申請書に係る記載事項の簡素化

納期の特例(給与の支払を受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者が、区市町村の承認を受けた場合に年2回で納入することを可能とする特例)の申請書について、簡素化が行われることとなります。変更点については、以下のとおりです。(令和9年1月1日適用)

新	旧
給与の支払を受ける者の数及び臨時に雇用している者の数	直近6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の数及び当該給与の金額並びに臨時に雇用している者がある場合には、その者に係るこれらの内訳
記載不要	申請の日1年以内に納期の特例の承認の取消しをされたことの有無

令和9年度から

eLTAX 又は光ディスク等による提出義務の対象枚数の引き下げ

令和9年1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が30枚以上に引き下げられる予定です。(現在は 100 枚以上)

【お問い合わせ先】

東京都板橋区役所 総務部 課税課

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

☎03-3579-2101

特別徴収税額通知の電子化について

令和6年度から、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化が開始しました。
開始にあわせて、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データの副本提供は終了となり、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用・納税義務者用)は、書面又は電子データでの提供となりました。
詳細は、地方税共同機構が発行している「受取方法変更のお知らせリーフレット」(※)をご確認ください。
eLTAX で特別徴収税額通知の受取を電子データで希望する事業者様は、以下の点をご確認ください。

(1)メールアドレスの設定について

特別徴収税額通知を電子データで受け取るためには、給与支払報告書提出時に通知先メールアドレスの設定が必要です。

令和8年5月中旬頃、通知先メールアドレスに、特別徴収税額通知(電子データ)が格納された旨と電子データのダウンロードに必要な保護番号(パスワード)を通知します。

保護番号(パスワード)は機密性の高い情報であるため、事業者様が誤ったメールアドレス等、無効なメールアドレスを設定された場合は保護番号(パスワード)を通知することができません。

そのため、給与支払報告書提出時には、令和8年5月中旬時点で確実に通知を受け取ることができるメールアドレスを設定いただきますようお願い申し上げます。

(2)受給者番号の設定について

eLTAX で特別徴収税額通知の受取を電子データで希望する場合、給与支払報告書の提出時に受給者番号の設定が必要です。

設定にあたっては、使用できない文字がありますのでご注意ください。

使用不可の文字を受給者番号に設定し、ご提出いただいた場合は、受給者番号の訂正又は給与支払報告書の再提出をご依頼させていただく場合がありますのでご了承ください。

詳細は以下の eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご確認ください。

※ リーフレットの掲載先

①板橋区ホームページの「給与支払報告書提出について」(ページ番号:1001752)

②地方税共同機構の eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)

③個人住民税特別徴収税額通知の特設ページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>)

※以下の二次元コードをご参照ください。

eLTAXホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp>



個人住民税特別徴収税額通知
の特設ページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>



【お問い合わせ先】

東京都板橋区役所 総務部 課税課

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

☎03-3579-2101